

第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成30年6月22日（金曜日）
午前10時

開催
場所

名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール
(巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照
ください。)

株式会社 名古屋銀行

証券コード 8522

目次

第100期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類	21
連結計算書類	24
監査報告書	26
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	30
第2号議案 取締役11名選任の件	31
第3号議案 監査役1名選任の件	38
株主総会開催場所ご案内略図	42

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行
取締役頭取 藤 原 一 朗

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申しあげます。
さて、当行第100期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、同封の書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
敬 具

記

- 1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
- 2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール
- 3. 目的事項
報告事項
 - 1. 第100期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 2. 第100期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役11名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎ 当行は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行のウェブサイト（アドレス <https://www.meigin.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.meigin.com/>）に掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

場所 名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合（詳細は39ページをご覧ください。）



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分まで

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

第100期事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務等を行い、お客さまの多様化するニーズに応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、個人消費や設備投資等が堅調に推移し、人手不足を背景に有効求人倍率も高水準を維持するなど、内需主導の成長軌道に乗って底堅い経済成長を持続しております。しかしながら、海外の政治・経済情勢が極めて流動的となっていることに加え、円高や資源高が進んでいることから、今後の経済成長はこれまでより緩やかなものになる可能性があり、注視が必要であると思われます。

一方、愛知県を中心とする当地域に目を向けますと、個人消費の回復に加え、自動車を中心とする輸送機械や工作機械等の生産が増加基調にあり、内外需要の増加等から企業収益も改善しております。今後につきましても、海外情勢や円高により輸出面に留意する必要があるものの、リニア中央新幹線や次世代自動車への長期的な投資が見込まれることから、当面は内需主導により景気拡大が続いていくものと思われます。

事業の経過及び成果

このような経済環境のもと、当行では第20次中期経営計画『「より強く、より永く、より深く」～じもととの絆の深化～』の初年度において、5つの基本方針にしたがって地元密着戦略を実施してまいりました。

その結果、預金は期末残高 3 兆3,503億円（対前期末比+1,240億円）、貸出金は期末残高 2 兆4,582億円（対前期末比+692億円）となりました。また、収益面につきましては、利回りの低下を背景に資金運用収益が減少したこと等を要因として、経常利益は60億55百万円、当期純利益は48億65百万円を計上いたしました。なお、自己資本比率につきましては、12.45%（国際統一基準）となり、十分な水準を維持しております。

当期における主な取組みといたしましては、まず、昨年10月より愛知県内の金融機関では初めてのブランドデビットカード「めいぎんJCBデビット」の取扱いを開始いたしました。お客さまのご利用

代金が即時に指定口座から引落とされ、現金同様に使用できる便利なカードです。個人のお客さまにとって、より一層利便性の向上につながるものと考えております。

次に、「お好きなデザインが選べるICキャッシュカードサービス」について、既存の57種類のカードデザインに加え、本年2月より新たに「地公体とのコラボレーションICキャッシュカード」の取扱いを開始いたしました。各地方公共団体の名所やキャラクターがカードにデザインされており、第一弾として江南市と東郷町とのコラボレーションカードを取扱いいたしました。今後とも地元のお客さまに愛され親しまれる商品を開発してまいります。

また、昨年5月には、業務提携先であるほけんの窓口グループのノウハウを活用した保険相談窓口として「ほけんプラザ豊田南」を開設し、本年3月には2か所目となる「ほけんプラザ名古屋ビルディング」を名古屋ビルディング16階の情報発信拠点「名古屋銀行ハートフルプラザ」内に開設いたしました。専門スタッフがお客さまのライフプランに応じて、充実した商品の中からお客さまのご意向に沿ったご提案をいたしております。

当行は法人のお客さま向けの成長戦略や海外ビジネスのサポートにも力を入れております。中小事業者のお客さまが大企業と商談できる場を提供する逆見本市形式の商談会「名銀ジョイント」や、農林漁業関係事業者等を対象とした「『食』と『農』の大商談会」などの「お客さま向け商談会」を昨年度は18回開催し、「創業」、「女性活躍促進」、「各種補助金」等をテーマとした「お客さま向けセミナー」も48回開催いたしました。

また、昨年11月から中国の南通支店において、中国で事業展開している日系企業の現地法人のお客さまに対して、人民元建ての融資・預金等の金融サービスを開始いたしました。海外ビジネス関連の商談会・交流会・セミナーも積極的に開催しており、新たなビジネスチャンスの拡大に注力しております。今後ともお客さまをサポートする体制を一層強化し、お客さまにとって有益な情報を引き続き提供していきたいと考えております。

当行が対処すべき課題

少子高齢化の進行や人口の減少、IT（情報技術）の発展等に伴い、社会構造は急速に変化しており、金融機関を取り巻く経営環境は大きく変化しております。このような状況のなかで、第20次中期経営計画『「より強く、より永く、より深く」～じもととの絆の深化～』の中間年度を迎え、「地域社会」・「地域のお客さま」・「従業員」といったステークホルダーと強く、永く、深く結びつき、結果として当行の成長・発展につなげていくという徹底的な地元密着戦略を引き続き実施してまいります。

中期経営計画の概要			
計画名称	『より強く、より永く、より深く』～じもととの絆の深化～		
	地域社会を取り巻く環境は厳しく、IT技術等の進化によりその変化も激しくなっております。前中期経営計画においては「変革」を通じた営業力強化を実施いたしました。本中期経営計画においては「変革を文化」としながら、当行の社是「地域社会の繁栄に奉仕する」を一層具現化して参ります。満足度の高いサービスの提供を通じて「地域社会」・「地域のお客さま」・「従業員」といったステークホルダーと強く、永く、深く結びつき、結果として当行自身がより強く、そしてより永く、より深く地域に必要な金融機関であり続ける、という想いで今中計の名称としております。		
計画期間	平成29年4月～平成32年3月（3年間）		
5つの基本方針	より強く 地域のお客さまの より豊かな生活の実現 名古屋銀行グループ全体で お客さま視点に立った サービス・営業体制の確立により、 お客さまとの強い絆を創る	より永く 「永年取引」を目指した 体制の整備 事業性評価に基づき、 お客さまの状況に応じた ソリューション提案体制の確立により、 お客さまとの永い絆を創る	より深く 徹底した人財教育を通じ 積極的で明るい行風の醸成 人財教育を通じたチャレンジングで 明るい企業風土の醸成と ダイバーシティの深化により、 お客さまとの深い絆を創る
	永続的なBPR戦略による全員営業体制の強化 変革を当行の文化にまで昇華		
	ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス（GRC）体制の強化 積極的なリスクテイクが出来る体制の構築と法令遵守体制の徹底		

当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを着実に実践し、企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚し、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位 億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	30,964	31,497	32,262	33,503
定期性預金	12,775	12,666	12,098	11,733
その他	18,188	18,830	20,164	21,770
貸 出 金	21,412	22,409	23,890	24,582
個人向け	5,798	6,154	6,670	7,266
中小企業向け	12,201	12,488	13,207	13,542
その他	3,412	3,766	4,011	3,774
商 品 有 価 証 券	0	—	—	—
有 価 証 券	9,983	9,717	9,214	8,708
国 債	2,602	1,923	1,299	715
その他	7,380	7,793	7,914	7,993
総 資 産	34,687	35,163	36,293	37,926
内 国 為 替 取 扱 高	143,407	143,533	142,500	146,419
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,499	百万ドル 1,496	百万ドル 1,557	百万ドル 1,509
経 常 利 益	百万円 10,193	百万円 10,106	百万円 6,575	百万円 6,055
当 期 純 利 益	百万円 6,218	百万円 6,694	百万円 5,459	百万円 4,865
1株当たりの当期純利益	円 銭 30.44	円 銭 33.96	円 銭 278.54	円 銭 257.95

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。
3. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,906人	1,948人
平 均 年 齢	41年 1月	40年 9月
平 均 勤 続 年 数	18年 0月	17年 8月
平 均 給 与 月 額	432千円	438千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
愛 知 県	106 (1)	106 (1)
岐 阜 県	2 (0)	2 (0)
静 岡 県	2 (0)	2 (0)
大 阪 府	1 (0)	1 (0)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
国 内 計	112 (1)	112 (1)
ア ジ ア	1 (0)	1 (0)
海 外 計	1 (0)	1 (0)
合 計	113 (1)	113 (1)

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	1か所	1か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	92か所	92か所

- 当年度新設営業所
該当事項はございません。

(注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

(新設 2 か所)		
名古屋駅前支店	JRゲートタワー出張所	(名古屋市)
平針支店	プライムツリー赤池出張所	(日進市)
(廃止 2 か所)		
鳴海支店	ピアゴ鹿山出張所	(名古屋市)
桜山支店	地下鉄桜山出張所	(名古屋市)

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当事項はございません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,209
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
店 舗 新 築 ・ 増 改 築 等	794
ソ フ ト ウ ェ ア	1,026
事 務 機 械	304

(注) 1. 以下の店舗を新築移転しております。

支 店 名	所 在 地	移 転 日
安 城 支 店	安城市花ノ木町5番16号 (所在地の変更はありません)	平成29年9月19日
江 南 支 店	江南市赤童子町藤宮2番地	平成30年3月12日

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 年 月 立 日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	そ の 他
名古屋ビジネス サービス株式会社	名古屋市中 区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	昭和59年 6月12日	百万円 10	% 100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中 区	総合ファイナンス リース業	昭和49年 7月2日	60	100.00	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中 区	クレジットカード業 保証業務	昭和57年 7月1日	50	53.40	—
株式会社名古屋 エム・シーカード	名古屋市中 区	クレジットカード業 保証業務	平成元年 6月28日	30	100.00	—

- (注) 1. 議決権比率は、会社法第308条に基づき算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行に連結される会社は上記の4社であり、当期の連結経常収益は630億76百万円、連結経常利益は74億80百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は58億12百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行、イオン銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合130組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連717(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
4. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
5. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イーネット、セブン銀行及びローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況

平成30年3月31日現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
加藤 千磨	取締役会長（代表取締役）		
藤原 一朗	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部 担当		
山本 恭久	専務取締役（代表取締役） 経営企画部、融資部、東京事務所 担当	株式会社名古屋リース 取締役 株式会社名古屋カード 取締役 株式会社名古屋エム・シーカード 取締役	
横田 真一	常務取締役 事務システム部、内部統制部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長	
石井 秀晴	常務取締役 営業本部長		
倉地 孝治	常務取締役 市場営業部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役	
鵜飼 昌吾	取締役 融資部長		
伊豫田 至	取締役 経営企画部長		
杉田 尚人	取締役 市場営業部長		
浅見 春次	取締役 本店営業部長		
今岡 潔	取締役 営業企画部長 兼 営業本部 事務局		
服部 悟	取締役 事務システム部長		
佐伯 外司	取締役（社外取締役）	小島プレス工業株式会社 相談役、一般社団法人日本自動車部品工業会 参与、中部経済同友会 監事、豊田商工会議所 顧問、一般社団法人中部経済連合会 常任政策議員、愛知県経営者協会 副会長	
松原 武久	取締役（社外取締役）	東名古屋カントリークラブ 理事長、東海学園大学 学長	

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
中村 哲人	常勤監査役	株式会社名古屋リース 監査役 株式会社名古屋カード 監査役 株式会社名古屋エム・シーカード 監査役	
浅野 晴彦	監査役（社外監査役）		
長谷川 信義	監査役（社外監査役）	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事	
近藤 堯夫	監査役（社外監査役）	近藤堯夫法律事務所 弁護士	
後藤 年良	監査役		

- (注) 1. 当行は、社外取締役の佐伯外司氏、松原武久氏及び社外監査役の浅野晴彦氏、長谷川信義氏、近藤堯夫氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
2. 監査役長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長等を務めた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

②当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況
中村 昌弘	平成29年6月23日	辞 任	取 締 役 頭 取

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	15名	233 (73)
監 査 役	5名	33 (―)
合 計	20名	266 (73)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成29年6月23日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分(7名)の報酬等の額は91百万円(26百万円)で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行対価の総額で、上記の括弧内書は、報酬以外の金額です。
5. 「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額37百万円(取締役12名に対し37百万円)、ストックオプションの報酬額36百万円(取締役12名に対し36百万円)が含まれております。
6. 取締役の報酬等の限度額は、平成18年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決議いただいております。また、取締役に対するストックオプションの報酬額は、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。
- なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる取締役の報酬等の額は197百万円となります。
7. 監査役の報酬等の限度額は、平成26年6月27日開催の第96期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- なお、当事業年度の報酬等の限度額に含まれる監査役の報酬等の額は33百万円となります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
社外取締役 佐伯 外司	会社法第423条第1項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外取締役 松原 武久	
常勤監査役 中村 哲人	
社外監査役 浅野 晴彦	
社外監査役 長谷川 信義	
社外監査役 近藤 堯夫	
監 査 役 後藤 年良	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名		兼 職 そ の 他 の 状 況
社外取締役	佐伯 外司	小島プレス工業株式会社 相談役、一般社団法人日本自動車部品工業会 参与、中部経済同友会 監事、豊田商工会議所 顧問、一般社団法人中部経済連合会 常任政策議員、愛知県経営者協会 副会長
社外取締役	松原 武久	東名古屋カントリークラブ 理事長、東海学園大学 学長
社外監査役	浅野 晴彦	
社外監査役	長谷川 信義	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事
社外監査役	近藤 堯夫	近藤堯夫法律事務所 弁護士

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、小島プレス工業株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
社外取締役 佐伯 外司	5年	取締役会18回開催 内17回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外取締役 松原 武久	2年	取締役会18回開催 内18回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役 浅野 晴彦	3年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会14回開催 内14回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役 長谷川 信義	2年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会14回開催 内14回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。
社外監査役 近藤 堯夫	2年	取締役会18回開催 内18回出席 監査役会14回開催 内14回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査役会において適切な助言・提言を行っております。

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5名	23

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 50,000千株
発行済株式の総数 19,755千株
(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 8,228名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,033	5.49
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	843	4.48
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	726	3.86
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	726	3.86
名 銀 み の り 会	720	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	584	3.10
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	516	2.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	438	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	432	2.30
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	409	2.17

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、自己株式を958千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、自己株式（958千株）を控除した発行済株式の総数（18,797千株）により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当行は、資本効率の向上により株主価値の増加を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成29年9月27日開催の取締役会決議により、平成29年9月28日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類 当行普通株式
取得した株式の総数 130,000株
取得価額の総額 561,600,000円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人 指定有限責任社員 福 井 淳 指定有限責任社員 池ヶ谷 正	61	(非監査業務) 社債発行に係るコンフォートレター 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度への対応支援業務

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、67百万円であります。
3. 当行監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において決議しております。

＜内部統制システムの基本方針＞

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』を定める。コンプライアンスを取締役が率先垂範するため『名古屋銀行取締役の倫理行動規範』を別途定め、取締役はこれを指針とする。また、役職員は『コンプライアンスマニュアル』を保持し、コンプライアンス研修を通じて研鑽に努める。
- ②コンプライアンスに関する審議機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスに関する統括部署を内部統制部と定め、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、『コンプライアンスプログラム』を毎年策定し、コンプライアンスに関する具体的施策を実施する。
- ③法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。
また、役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ各種委員会議事録等を法令及び社内規程に基づき保管する。また、『情報管理規程』に基づき、その管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①『リスク管理基本方針』を制定し、各種リスクを正しく認識、把握し、かつ適切な管理を行う。また、リスクカテゴリー毎の所管部署を明確にするとともに、リスク管理統括部署として内部統制部を設置する。
- ②管理する主なリスクは、「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」とする。取締役会は、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役会は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、『組織基本規程』等により、組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的、かつ効率的な運営を図る。

(5) 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制等

- ①名古屋銀行及び子会社（以下名古屋銀行グループという）における業務の適正を確保するため、名古屋銀行グループを一体と考え、グループ各社が法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を適切に構築する。
- ②名古屋銀行グループの統括部署を経営企画部とし、子会社から業務内容の報告等を受ける体制とする。また、グループ全体の法令遵守やリスク管理については、内部統制部が統括管理する。
- ③内部監査部は、名古屋銀行グループの内部監査を実施する。また、名古屋銀行グループの役職員が、法令違反等の疑義のある行為等について所属会社または名古屋銀行へ相談・通報する仕組みとしてホットラインを制定する。名古屋銀行グループの役職員が通報等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。

(6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

- ①監査役会事務局を設置し専属のスタッフを置いて、監査役の職務の補助にあたる。
- ②専属のスタッフの人事異動、人事評価その他については、監査役会の意見を尊重する。
- ③専属のスタッフは、常に監査役との連絡を密にし、監査役からの指示に対して忠実かつ適切に対応する。

(7) 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

- ①名古屋銀行グループの役職員は、名古屋銀行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに名古屋銀行の監査役や所属会社の監査役へ報告する。また、役職員が監査役に報告等をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を規定し、遵守する。
- ②常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会その他の重要な会議及び委員会に出席し、重要な書類を閲覧する。監査役は、名古屋銀行グループの役職員に対して必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、意見交換を行い、監査の実効性が確保できるように努める。また監査役は、会計監査人、弁護士及び内部監査部と緊密な連携を図る。
- ②監査役が、職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を適切に処理する。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制等

- ①全国銀行協会の「行動憲章」を遵守し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。また、『名古屋銀行役職員の倫理行動規範』に反社会的勢力との関係の遮断を明記する。
- ②『反社会的勢力等への対応についての基本方針』、『反社会的勢力等への対応に関する基本規程』及び『反社会的勢力等対応マニュアル』を制定するとともに、反社会的勢力への対応を統括する部署を内部統制部と定め、営業店、本部及び外部専門機関と連携することにより、体制を整備する。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当行は、「内部統制システムの基本方針」に基づく内部統制システムの整備について、各所管部署において検証を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンス態勢

- ①取締役会は、年度毎のコンプライアンスプログラムを定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ②コンプライアンス委員会は、コンプライアンスプログラムの進捗状況のモニタリングを実施し、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引遮断等について月次で審議を行い、取締役会に報告しました。

(2) リスク管理体制

- ①取締役会は、年度毎のリスク管理計画を定め、半期毎に進捗状況の報告を受けました。
- ②ALM委員会、オペレーショナルリスク管理委員会は、月次でリスクの分析と対策の検討を行い、取締役会に報告しました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

- ①定例取締役会を12回、臨時取締役会を6回開催しました。また、取締役会の委任による決定機関として設置する常務会を40回開催しました。
- ②職務の執行については、『組織基本規程』等により組織機構、業務分掌、職務権限及び責任を規定し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っています。

(4) 名古屋銀行グループにおける業務の適正の確保

- ①取締役会は、四半期毎にグループ会社の業務実績について報告を受けました。また、半期毎に関連会社連絡会、連結子会社コンプライアンス担当者会議、連結子会社反社連絡会議、連結会社監査役連絡会を開催し、名古屋銀行グループにおける経営課題を把握し、対応方針について討議しました。
- ②グループ会社統括部署である経営企画部は、定例報告書の提出を毎月受け、名古屋銀行グループにおける業務の適正性を確保しています。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

- ①常勤監査役は、取締役会、常務会をはじめ主要な会議に出席し、行内状況の把握に努めています。
- ②常勤監査役は、月次で内部監査部、内部統制部との意見交換会を実施し、監査役会において内容を報告しました。また、会計監査人とは13回の意見交換会を実施し、うち2回は常勤監査役・会計監査人・内部監査部での意見交換会、うち2回は全監査役と会計監査人との意見交換会として実施しました。
- ③全監査役は、相互認識と信頼関係を深めるため、代表取締役との会合を3回開催し、意見交換を行い、非業務執行役員間の連携を確保し情報交換と認識共有を図るため、社外取締役とも5回の意見交換を実施しました。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はございません。

11. その他

該当事項はございません。

第100期末貸借対照表 (平成30年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	348,028	預当座預金	3,350,342
現金	31,171	当座預金	274,563
預け金	316,856	普通貯蓄	1,818,970
コールローン	1,988	通知定期	32,235
有価証券	870,899	定期預金	11,166
国債	71,599	預積金	1,171,684
地方債	118,406	の他の預金	1,649
社債	398,218	譲渡性マネー	40,071
株式	135,080	口債借取引用	61,900
その他の証券	147,594	借入金	16,998
貸出金	2,458,293	外売未払	43,713
割引手形	38,994	株の払	15,199
手形貸付	108,438	新株の払	139
証書貸付	2,021,388	未払法人税	123
当座貸越	289,473	前給金	16
外国為替	4,887	融商品等	20,000
外国他店預け	3,611	金融資産	10,624
買入外国為替	1,182	立外	8,115
取引外国為替	92	その他資産	708
その他の資産	61,862	前払費用	2,840
前払費用	11	未収収益	816
未収収益	2,251	金融派生商品	1
金融派生商品	1,411	その他の資産	166
その他の資産	58,188	有形固定資産	285
有形固定資産	35,214	建物	182
建物	8,826	土地	35
リース資産	22,531	リース資産	3,078
建設仮勘定	1,725	無形固定資産	1,000
その他の有形固定資産	1,980	ソフトウェア	37
無形固定資産	1,755	ソフトウェア仮勘定	4,326
ソフトウェア	1,446	その他の無形固定資産	354
ソフトウェア仮勘定	250	前払年金費用	2,088
その他の無形固定資産	58	支払承諾見返	18,542
前払年金費用	11,485	貸倒引当金	2,792
支払承諾見返	9,765	資産の部合計	9,765
貸倒引当金	△ 11,532	負債の部合計	3,565,940
資産の部合計	3,792,649	(純資産の部)	
		資本剰余金	25,090
		資本	18,645
		利益剰余金	127,747
		利益	8,029
		その他の利益剰余金	119,717
		買換資産圧縮積立	164
		別途積立	57,720
		繰越利益剰余金	61,833
		自己株	△ 4,167
		株主資本合計	167,317
		その他の有価証券評価差額金	55,846
		土地再評価差額金	3,421
		評価・換算差額等合計	59,268
		新株予約権	123
		純資産の部合計	226,709
		負債及び純資産の部合計	3,792,649

第100期損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	45,193
資 金 運 用 収 益	31,882
貸 出 金 利 息	22,566
有 価 証 券 利 息 配 当 金	8,950
コ ー ル ロ ー ン 利 息	70
預 け 金 利 息	267
そ の 他 の 受 入 利 息	27
役 務 取 引 等 収 益	9,004
受 入 為 替 手 数 料	2,858
そ の 他 の 役 務 収 益	6,145
そ の 他 業 務 収 益	2,626
外 国 為 替 売 買 益	624
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
国 債 等 債 券 売 却 益	2,001
そ の 他 の 業 務 収 益	0
そ の 他 経 常 収 益	1,680
償 却 債 権 取 立 益	1
株 式 等 売 却 益	1,133
そ の 他 の 経 常 収 益	545
経 常 費 用	39,137
資 金 調 達 費 用	3,036
預 金 利 息	894
譲 渡 性 預 金 利 息	46
コ ー ル マ ネ ー 利 息	261
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	662
借 用 金 利 息	184
社 債 利 息	80
そ の 他 の 支 払 利 息	906

(単位：百万円)

科 目	金 額	
役 務 取 引 等 費 用	2,779	
支 払 為 替 手 数 料	625	
そ の 他 の 役 務 費 用	2,153	
そ の 他 業 務 費 用	1,519	
国 債 等 債 券 売 却 損	1,433	
国 債 等 債 券 償 却	13	
社 債 発 行 費 償 却	56	
金 融 派 生 商 品 費 用	15	
そ の 他 の 業 務 費 用	0	
営 業 経 費	30,025	
そ の 他 経 常 費 用	1,775	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	368	
貸 出 金 償 却	6	
株 式 等 売 却 損	40	
株 式 等 償 却	226	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,133	
経 常 利 益		6,055
特 別 利 益		5,205
固 定 資 産 処 分 益	4	
固 定 資 産 権 利 変 換 益	4,138	
移 転 補 償 金	1,062	
特 別 損 失		4,483
固 定 資 産 処 分 損	211	
減 損 損 失	133	
固 定 資 産 圧 縮 損	4,138	
税 引 前 当 期 純 利 益		6,777
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,909	
法 人 税 等 調 整 額	1	
法 人 税 等 合 計		1,911
当 期 純 利 益		4,865

第100期末連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	348,141	預 金	3,341,742
コールローン及び買入手形	1,988	譲 渡 性 預 金	61,900
有 価 証 券	867,439	コールマネー及び売渡手形	16,998
貸 出 金	2,458,028	債券貸借取引受入担保金	43,713
外 国 為 替	4,887	借 用 金	40,817
リース債権及びリース投資資産	31,978	外 国 為 替	139
そ の 他 資 産	73,048	社 債	20,000
有 形 固 定 資 産	36,189	新 株 予 約 権 付 社 債	10,624
建 物	8,876	そ の 他 負 債	21,339
土 地	22,639	賞 与 引 当 金	1,056
建 設 仮 勘 定	1,725	役 員 賞 与 引 当 金	48
その他の有形固定資産	2,947	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,688
無 形 固 定 資 産	1,971	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	31
ソ フ ト ウ ェ ア	1,656	睡眠預金払戻損失引当金	354
ソフトウェア仮勘定	250	偶 発 損 失 引 当 金	2,088
その他の無形固定資産	64	利 息 返 還 損 失 引 当 金	173
退 職 給 付 に 係 る 資 産	12,068	繰 延 税 金 負 債	18,635
繰 延 税 金 資 産	677	再評価に係る繰延税金負債	2,792
支 払 承 諾 見 返	9,899	支 払 承 諾	9,899
貸 倒 引 当 金	△ 12,621	負 債 の 部 合 計	3,597,044
資 産 の 部 合 計	3,833,697	(純資産の部)	
		資 本 金	25,090
		資 本 剰 余 金	21,231
		利 益 剰 余 金	134,213
		自 己 株 式	△ 4,167
		株 主 資 本 合 計	176,368
		その他有価証券評価差額金	55,874
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,421
		退職給付に係る調整累計額	206
		その他の包括利益累計額合計	59,501
		新 株 予 約 権	123
		非 支 配 株 主 持 分	659
		純 資 産 の 部 合 計	236,653
		負債及び純資産の部合計	3,833,697

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第100期連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常収益			63,076
資金運用収益		31,927	
貸出金利		22,606	
有価証券利息		8,955	
コールローン利息及び買入手形利息		70	
預け金の受入		267	
その他の利益		27	
役務の取引等収益		8,898	
その他の収益		20,392	
償却債権の取立		1,857	
その他の経常収益		1	
		1,856	
経常費用			55,596
資金調達費用		3,115	
預渡金性預金利息		894	
譲渡マネー利息及び売渡手形利息		46	
コールマネー利息及び取引支払利息		261	
債券貸借取引金利		662	
借入金の支払利息		281	
借入金の支払利息		80	
その他の支払利息		888	
役務の取引等費用		2,584	
その他の費用		15,960	
営所の倒引当金繰入		32,112	
その他の費用		1,823	
		358	
		1,464	
経常利益			7,480
特 固 定 資 産 処 分 益			5,207
特 固 定 資 産 補 償 失 分 損 失 縮 減		6	
		4,138	
		1,062	
			4,484
		211	
		133	
		4,138	
税金等調整前当期純利益			8,203
法人税、住民税及び事業税		2,248	
法人税等調整額		72	
当期純利益			2,321
非支配株主に帰属する当期純利益			5,881
親会社株主に帰属する当期純利益			69
			5,812

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他銀行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）についての構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社名古屋銀行 監査役会

常勤監査役 中 村 哲 人 ㊞

監 査 役 浅 野 晴 彦 ㊞

監 査 役 長谷川 信 義 ㊞

監 査 役 近 藤 堯 夫 ㊞

監 査 役 後 藤 年 良 ㊞

(注1) 監査役浅野晴彦、監査役長谷川信義及び監査役近藤堯夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第100期の期末配当につきましては、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案し、また自己資本の充実による財務体質の一層の強化に留意しつつ安定的な配当を維持する方針から、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金総額は、657,905,885円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（14名）は任期満了となりますので、経営体制の効率化のため3名減員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	再任 かとう かず まろ 加 藤 千 磨	取締役会長
2	再任 ふじ たら いち ろう 藤 原 一 朗	取締役頭取
3	再任 やま もと やす ひさ 山 本 恭 久	専務取締役
4	再任 よこ た しん いち 横 田 真 一	常務取締役
5	再任 う かい しょう ご 鶯 飼 昌 吾	常務取締役
6	再任 い よ だ いたる 伊 豫 田 至	取締役上前津エリア長兼上前津支店長
7	再任 いま おか きよし 今 岡 潔	取締役営業企画部長
8	再任 はっ とり さとる 服 部 悟	取締役事務システム部長
9	新任 すず き けん じ 鈴 木 健 司	執行役員港エリア長兼港支店長
10	再任 さ えき と し 佐 伯 外 司 社外 独立役員	取締役
11	再任 まつ ばら たけ ひさ 松 原 武 久 社外 独立役員	取締役

1

かとうかずまろ
加藤千磨

再任

- | | |
|---------------------|--|
| ◆生年月日
昭和13年1月1日生 | ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和43年5月 当行入行
昭和49年5月 同 取締役東京支店長兼東京事務所長
昭和50年5月 同 常務取締役
昭和53年6月 同 専務取締役
昭和54年6月 同 取締役副社長
昭和57年6月 同 取締役社長
平成元年2月 取締役頭取に呼称変更
平成18年6月 同 取締役会長
現在に至る |
|---------------------|--|

- ◆取締役候補者とした理由
長年にわたり当行の経営を担い、豊富な経験や知見及び実績を有しており、取締役会の議長として意思決定機能や監督機能の実効性強化が今後も期待できることから、引き続き取締役候補者としたものがあります。

2

ふじわらいちろう
藤原一郎

再任

- | | |
|----------------------|---|
| ◆生年月日
昭和40年1月12日生 | ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和62年4月 株式会社日本興業銀行入行
平成15年8月 当行入行 融資部次長
平成16年10月 同 第3エリア長兼名古屋駅前支店長
平成17年6月 同 執行役員第3エリア長兼名古屋駅前支店長
平成18年6月 同 常務取締役
平成25年6月 同 取締役副頭取
平成29年6月 同 取締役頭取
現在に至る |
| ◆所有する当行の株式
2,100株 | ◆担当
内部監査部 |

- ◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

◆生年月日
昭和27年12月9日生

◆所有する当行の株式
2,615株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和50年 4 月 当行入行
平成15年 6 月 同 総合企画部長
平成16年 2 月 小島プレス工業株式会社出向 取締役総務統括部長
平成17年 6 月 当行 取締役総合企画部長
平成20年 6 月 同 常務取締役
平成23年 4 月 同 専務取締役
現在に至る

◆担当 経営企画部・人材開発部・東京事務所

(重要な兼職の状況)

株式会社名古屋リース 取締役、株式会社名古屋カード 取締役
株式会社名古屋エム・シーカード 取締役

◆取締役候補者とした理由

経営企画部門、国際業務部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

◆生年月日
昭和31年1月1日生

◆所有する当行の株式
1,500株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4 月 当行入行
平成19年11月 同 名古屋西エリア長兼名古屋駅前支店長
平成21年 1 月 同 人事部長
平成22年 6 月 同 執行役員人事部長
平成24年 6 月 同 取締役上前津エリア長兼上前津支店長
平成26年 6 月 同 常務取締役
現在に至る

◆担当 事務システム部・内部統制部

(重要な兼職の状況)

名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長

◆取締役候補者とした理由

経営企画部門、人事部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

5

う かい しょう ご
鵜 飼 昌 吾

再任

- ◆生年月日
昭和32年1月30日生
- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- | | |
|----------|-----------------------|
| 昭和55年4月 | 当行入行 |
| 平成18年10月 | 同 東京支店長 |
| 平成20年6月 | 同 総合企画部長 |
| 平成23年6月 | 同 執行役員総合企画部長 |
| 平成23年10月 | 同 執行役員名古屋南エリア長兼内田橋支店長 |
| 平成25年6月 | 同 取締役港エリア長兼港支店長 |
| 平成27年6月 | 同 取締役融資部長 |
| 平成30年4月 | 同 常務取締役 |
| | 現在に至る |
- ◆担当
事業支援部

- ◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、融資業務部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

6

い よ だ
伊 豫 田いたる
至

再任

- ◆生年月日
昭和32年10月19日生
- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- | | |
|---------|---------------------|
| 昭和56年4月 | 当行入行 |
| 平成20年6月 | 同 堀田支店長 |
| 平成22年6月 | 同 本店営業部 副部長 |
| 平成23年4月 | 同 名古屋北エリア長兼藤が丘支店長 |
| 平成24年6月 | 同 執行役員人事部長 |
| 平成26年6月 | 同 取締役人事部長 |
| 平成27年4月 | 同 取締役経営企画部長 |
| 平成30年4月 | 同 取締役上前津エリア長兼上前津支店長 |
| | 現在に至る |

- ◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、人事部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、上前津エリア長兼上前津支店長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

7

いま
今

おか
岡

きよし
潔

再任

- ◆生年月日
昭和32年4月2日生

◆所有する当行の株式
900株
- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当行入行
平成18年6月 同 浜松支店長
平成20年1月 同 個人営業部 副部長
平成21年2月 同 名古屋北エリア長兼藤が丘支店長
平成23年4月 同 個人営業部長
平成25年6月 同 執行役員個人営業部長
平成26年6月 同 執行役員上前津エリア長兼上前津支店長
平成28年6月 同 取締役営業企画部長兼営業本部事務局
現在に至る

◆取締役候補者とした理由
個人営業部門、営業企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、営業企画部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

8

はっ
服

とり
部

さとる
悟

再任

- ◆生年月日
昭和33年7月1日生

◆所有する当行の株式
1,700株
- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当行入行
平成17年1月 同 リスク管理部 主任検査役
平成18年1月 同 尾張旭支店長
平成19年6月 同 事務システム部 統括次長
平成21年6月 同 事務システム部 副部長
平成23年6月 同 事務システム部長
平成26年6月 同 執行役員事務システム部長
平成29年6月 同 取締役事務システム部長
平成30年4月 同 取締役事務システム部長兼次期システム移行室長
現在に至る

◆取締役候補者とした理由
事務システム部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、事務システム部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

9

すず き けん し
鈴 木 健 司

新任

◆生年月日
昭和35年2月18日生

◆所有する当行の株式
3,600株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和58年4月 当行入行
平成18年6月 同 北部市場支店長
平成19年11月 同 東海支店長
平成21年6月 同 小牧支店長
平成22年10月 同 今池支店長
平成25年1月 同 八熊支店長
平成27年6月 同 執行役員港エリア長兼港支店長
現在に至る

◆取締役候補者とした理由

市場営業部門や支店長等を歴任し、エリア長として担当エリア全体の営業推進施策等を策定・実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かしていただけることを期待したためであります。

10

さ えき と し
佐 伯 外 司

再任

社外

独立役員

◆生年月日
昭和12年4月4日生

◆所有する当行の株式
400株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
昭和35年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
昭和43年6月 小島プレス工業株式会社入社 取締役
昭和55年2月 同 常務取締役
昭和58年2月 同 専務取締役
昭和63年6月 同 取締役社長
平成18年2月 同 取締役副会長
平成21年3月 同 相談役（現任）
平成25年6月 当行取締役
現在に至る

（重要な兼職の状況）

小島プレス工業株式会社 相談役、愛知県経営者協会 副会長
一般社団法人日本自動車部品工業会 参与、中部経済同友会 監事
豊田商工会議所 顧問、一般社団法人中部経済連合会 常任政策議員

◆取締役候補者とした理由

佐伯氏は長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当行の経営に対して経営陣から独立した立場で引き続き適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

◆生年月日

昭和12年1月26日生

◆所有する当行の株式

—

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和35年4月 名古屋市立守山東中学校教諭
 昭和59年4月 同 大森中学校校長
 平成7年4月 名古屋市教育委員会教育長
 平成9年4月 名古屋市長
 平成21年5月 中京大学客員教授
 平成23年2月 東名古屋カントリークラブ理事長（現任）
 平成27年4月 東海学園大学学長（現任）
 平成28年6月 当行取締役
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

東名古屋カントリークラブ理事長
 東海学園大学学長

◆取締役候補者とした理由

松原氏は名古屋市長、大学教授等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、当行の経営に対して経営陣から独立した立場で引き続き適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 佐伯外司氏及び松原武久氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当行は、佐伯外司氏及び松原武久氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 取締役との責任限定契約について
 佐伯外司氏及び松原武久氏は、当行との間で会社法第427条第1項及び当行定款第27条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 <責任限定契約概要>
 会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の後藤年良氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

すぎ た なお と
杉 田 尚 人

新任

◆生年月日

昭和33年1月12日生

◆所有する当行の株式

1,100株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 当行入行
平成20年6月 同 東京支店長
平成22年4月 同 融資部長
平成23年10月 同 総合企画部長
平成24年6月 同 執行役員総合企画部長
平成26年6月 同 取締役総合企画部長
平成27年6月 同 取締役市場営業部長
現在に至る

◆監査役候補者とした理由

経営企画部門や融資業務部門等を歴任し、当行の取締役として経営の重要事項の決定等に適切な役割を果たしてきた実績と融資部長等を歴任した経験から、財務・会計に関する十分な知見・専門知識及び十分な社会的信用を有しており、監査役として取締役の業務執行等に対する監査を適切に行っていたと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役との責任限定契約について
本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当行と杉田尚人氏の間で、会社法第427条第1項及び当行定款第37条の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
＜責任限定契約概要＞
会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
3. 杉田尚人氏は、現在当行の取締役であり、本株主総会終結の時をもって取締役を退任する予定であります。

以上

議決権行使サイトでの行使手順

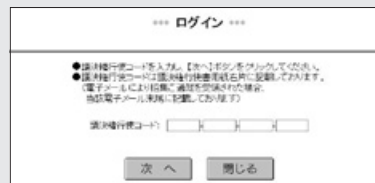
- ① 下記のURLより議決権行使サイトへアクセス

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ② 「本サイトのご利用にあたってはこちら」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック



- ③ 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください



以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご注意事項

- ① パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管してください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。また、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ② パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ④ インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当行の指定する議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 **0120-768-524** (受付時間 平日午前9時～午後9時、フリーダイヤル)

メモ

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

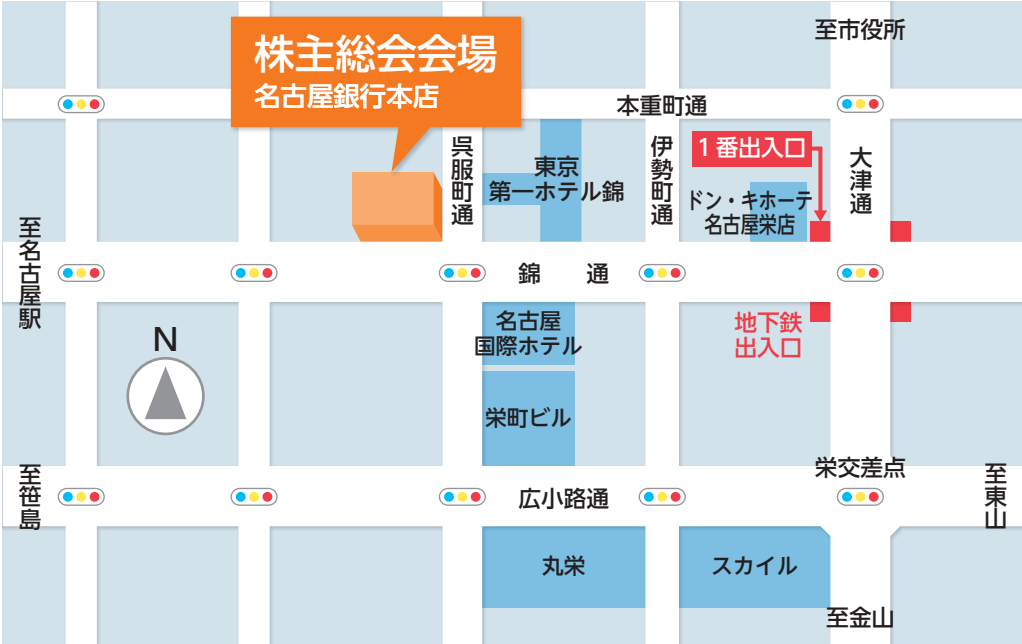
株主総会参考書類

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株式会社 名古屋銀行

株主総会開催場所ご案内略図



会場

名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール
電話 <052>951-5911 (代表)

最寄駅

地下鉄栄駅（1番出入口）徒歩約5分



名古屋銀行



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

